

## 第7章

みやざき県民の住みよい環境  
の保全等に関する条例の概要



## 第7章 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の概要

### 1 特定施設と設置者等の義務

みやざき県民の環境の保全等に関する条例では、大気汚染防止法とは別に表25及び表26に示す4種類の施設（ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設に係る施設）を規制しています。これらの施設についても、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、一般粉じん発生施設と同様に届出義務、基準遵守義務があります。

### 2 届出の方法

ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設を設置又は設置しようとする事業者は、表27の届出をしなければなりません。それぞれ届出の期限がありますので厳守してください。

また、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、罰せられることもありますので注意してください。

届出書の作成要領及び提出先は、大気汚染防止法の場合と同じ（P16～17、P44～45）ですので、そちらを参考にしてください。

### 3 基準の遵守

ばい煙発生施設については表25に示す規制基準、一般粉じん発生施設については表26に示す構造並びに使用及び管理に関する基準が定められていますので、その基準を遵守してください。規制基準に適合しないばい煙を排出したり（排出するおそれのある場合を含む。）、一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守していないと認められる場合には、行政処分や罰則を受けることがあります。また周囲から苦情を受けないよう十分留意してください。

表25 ばい煙発生施設及び規制基準

(みやぎ県民の環境の保全等に関する条例施行規則別表第1、別表第4、別表第5及び別表第6)

施設の種類	規模	規制基準
乾燥炉（銅、鉛又は亜鉛の精錬又はトリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する乾燥炉を除く。）	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。	硫黄酸化物（K値） 延岡市の区域…8.76 日向市の区域…14.5 その他の区域…17.5 ＊延岡市、日向市は昭和51年12月1日における行政区画とする。 ばいじん 骨材乾燥炉…0.50g/Nm <sup>3</sup> その他の乾燥炉…0.20g/Nm <sup>3</sup> 窒素酸化物 230ppm

表26 一般粉じん発生施設及び構造並びに使用及び管理に関する基準

(みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則別表第2及び別表第8)

項番号	施設の種類	規模	構造並びに使用及び管理に関する基準
1	ベルトコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するもの限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が50センチメートル以上75センチメートル未満であること。	一般粉じんが飛散するおそれがある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するもの限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が37.5キロワット以上75キロワット未満であること。	次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。
3	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するもの限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること。	4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

表27 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の届出一覧表

届出書の種類	届出を必要とする場合	届出の時期	条例条文
ばい煙発生施設設置 (使用・変更)届出書 (様式第3号)	(設置届) ばい煙発生施設を設置しようとする場合	設置の60日前 までに届出	条例第20条 第1項
	(使用届) 一の施設がばい煙発生施設となった際、現 にその施設を設置(工事中を含む。)して いる場合(新たに規制の対象になった場合)	ばい煙発生施 設となった日 から30日以内 に届出	条例第21条 第1項
	(変更届) 設置(使用)届出を行った者が、ばい煙発 生施設の構造、使用の方法及びばい煙の処 理の方法を変更しようとする場合	変更の60日前 までに届出	条例第22条 第1項
氏名等変更届出書 (様式第4号)	設置(使用)届出を行った者の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあってはその代表 者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在 地に変更があった場合	変更した日か ら30日以内に 届出	条例第25条 条例第35条 第1項
使用廃止届出書 (様式第5号)	設置(使用)届出がなされた特定施設の使 用を廃止した場合	使用を廃止し た日から30日 以内に届出	条例第25条 条例第35条 第1項
承継届出書 (様式第6号)	設置(使用)届出を行った者から、その届 出に係る施設を譲り受け、借り受け、相続 又は合併によって、その地位を承継した場 合	承継があった 日から30日以 内に届出	条例第26条 第3項 条例第35条 第1項
一般粉じん発生施設設 置(使用・変更)届出書 (様式第8号)	(設置届) 一般粉じん発生施設を設置しようとする場 合	工事着工前ま でに届出	条例第31条 第1項
	(使用届) 一の施設が一般粉じん発生施設となった 際、現にその施設を設置(工事中を含む。)し ている場合(新たに規制の対象になった場 合)	一般粉じん発 生施設となっ た日から30日 以内に届出	条例第32条 第1項
	(変更届) 設置(使用)届出を行った者が、一般粉じ ん発生施設の構造並びに使用及び管理の方 法を変更しようとする場合	工事着工前ま でに届出	条例第31条 第3項

- 備考 1 届出書の用紙は、保健所又は宮崎市環境保全課にあります。
- 2 ホームページ「みやざきの環境」から届出書等の様式をダウンロードして使用することもできます。
- 3 様式第4～6号は、ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設と共通の様式になっています。
- 4 設置(使用、変更)届出書の添付書類は大気汚染防止法の場合と同じです。



# 第 8 章

## 届出書等の記載例



## 届出書等の記載例

1) ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書（様式第1）	83
ばい煙発生施設の構造（別紙1）	85
ばい煙発生施設の使用の方法（別紙2）	87
ばい煙の処理の方法（別紙3）	89
2) 一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書（様式第3）	91
一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに 使用及び管理の方法（別紙2）	93
3) 水銀排出施設設置（使用、変更）届出書（様式第3の5）	95
水銀排出施設の構造（別紙1）	97
水銀排出施設の使用の方法（別紙2）	99
水銀等の処理の方法（別紙3）	101
4) 工事実施制限の期間短縮願	103



様式第1

# 1) ばい煙発生施設設置~~（使用、変更）~~届出書

①

②平成18年 4月 1 日

宮崎県知事 殿

③ 〒880-0805  
宮崎市橘通南1丁目2番3号

届出者 宮崎株式会社 印  
代表取締役 宮崎 太郎  
(TEL 0985-12-3456)

④

大気汚染防止法第6条第1項~~（第7条第1項、第8条第1項）~~の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	⑤ 宮崎株式会社 延岡工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	⑥ 〒882-0909 延岡市出南町123番地	※受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類	⑦ 1項ボイラー	※施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備 考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。		

- 備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。  
2 ※印の欄には、記載しないこと。  
3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。  
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。  
5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

- ① 不用部を抹消してください。
- ② 届出書を提出する日を記入してください。
- ③ 届出者の氏名又は名称及び住所（郵便番号）並びに法人にあってはその代表者の氏名を記入し、押印してください。

なお、法人の場合は、代表者印（登記印）を押印してください。

〔 代表権を有しない者を届出者とする場合には、代表者から届出者への委任状を添付してください。  
例：工場長を届出者とする場合 〕

- ④ 不用部を抹消してください。  
〔 設置届出は大气污染防治法第6条第1項、使用届出は同法第7条第1項、変更届出は同法第8条第1項に基づく届出となります。 〕
- ⑤ ばい煙発生施設を設置しようとする工場又は事業場の名称を記入してください。  
〔 特に2つ以上の工場又は事業場を有する法人（個人）の場合は、〇〇工場、  
〇〇支店等詳しく記入してください。 〕
- ⑥ 上記⑤の工場又は事業場の所在地（郵便番号）を記入してください。
- ⑦ 表1（P11～14）を参考にして、項番号及びばい煙発生施設の種類を記入してください。

（前頁備考1）

例1：11項 乾燥炉

例2：13項 廃棄物焼却炉

〔 届出書は、ばい煙発生施設の種類ごとに作成しなければなりません。  
したがって、この欄には「11項乾燥炉及び13項廃棄物焼却炉」といった記入はできません。別々に届出書を作成してください。 〕

## ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号	⑧1号ボイラー		
名称及び型式	⑨呉ボイラーKMH-04A1		
設置年月日	⑩ 年 月 日	年 月 日	
着手予定年月日	⑪平18年5月31日	年 月 日	
使用開始予定年月日	⑫平18年6月15日	年 月 日	
規 模	伝熱面積 (m <sup>2</sup> )	⑬ 22.83	
	燃料の燃焼能力 (重油換算ℓ/h)	⑭ 173.3	
	原料の処理能力 (t/h)	⑮	
	火格子面積又は羽口面断面積 (m <sup>2</sup> )	⑯	
	変圧器の定格容量 (kVA)	⑰	
	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)	⑱	
	焼却能力 (kg/h)	⑲	
	乾燥施設の容量 (m <sup>3</sup> )	⑳	
	電流容量 (kA)	㉑	
	ポンプの動力 (kW)	㉒	
	合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)	㉓	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

⑧～⑬について

- ・別紙1には設置しようとするばい煙発生施設について記載します。
- ・設置届出、使用届出の場合は2施設記載できます。
- ・変更届出の場合は、左側に変更前、右側に変更後の内容を記載してください。  
変更前の欄には、前回の設置（使用、変更）届出書の内容をそのまま転記してください。

⑧ 工場又は事業場で使用しようとするばい煙発生施設の施設番号を必ず記入してください。

⑨ ばい煙発生施設のメーカー名、型式等を記入してください。

⑩～⑫について（前頁備考1）

- ・設置届出の場合には、⑩及び⑫に記入してください。
- ・変更届出の場合（変更後の欄）は、⑩、⑪及び⑫に記入してください。  
〔設置年月日は、設置工事に着手した日になることに注意してください。〕  
〔下記変更届出記載例参照〕
- ・使用届出の場合には⑩に設置工事に着手した日を記入してください。

⑬～⑲について

・表1（P11～14）に規定する規模の項目について記入してください。（前頁備考2）

例：ボイラーは、⑬と⑭に記入。

乾燥炉は、⑮、⑯及び⑰に記入。

廃棄物焼却炉は、⑱と⑲に記入。（バーナーがある場合は⑱も記入）

重油換算は、次により行ってください。

気体燃料16Nm<sup>3</sup>は、重油10ℓに相当

液体燃料10ℓは、重油10ℓに相当

固体燃料16kgは、重油10ℓに相当

例えば、木屑80kgを重油換算すると50ℓとなります。

ただし、ガス発生炉（項番号2）のうち、水蒸気改質方式の改質器（温度零度及び圧力1気圧の下における水素の製造能力が1,000m<sup>3</sup>/h未満の施設であって、気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）及び燃料電池用改質器については、以下の換算式を利用してください。

$$\text{重油換算量}(\ell/h) = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力}(\text{Nm}^3/h)$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量}(\text{kJ/Nm}^3) / \text{重油の発熱量}(\text{kJ}/\ell)$$

※気体燃料の発熱量は総発熱量、重油の発熱量は40,000kJ/ℓを用いてください。

※変更届出記載例

別紙1

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場をにおける施設番号		1号ボイラー（変更前）	1号ボイラー（変更後）
名称及び型式		呉ボイラーKMH-04A	同 左
設置年月日		年 月 日	㊦昭57年4月15日
着手予定年月日		昭57年4月15日	平17年5月 3日
使用開始予定年月日		昭57年5月 1日	平17年6月15日
規	伝熱面積（㎡）	22.83	同 左
	燃料の燃焼能力（重油換算ℓ/h）	173.3	190.0

㊦ この欄は当初の設置年月日を記入すること。又、設置届出の際、工事実施制限の期間短縮が認められている場合は着工を認められた日を記入してください。

## ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		㉔	1号ボイラー	
使用状況	1日の使用時間 及び月使用日数等	㉕	6時～ 18時 12時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月
	季節変動	㉖	なし	
原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類	㉗		
	使用割合	㉘		
	原材料中の成分割合 (%)	㉙	いおう分 カドミウム分 鉛分 弗素分	いおう分 カドミウム分 鉛分 弗素分
	1日の使用量	㉚		
燃料又は電力	種類	㉛	A重油	
	燃料中の成分割合 (%)	㉜	灰分0.003 いおう分0.912 窒素分0.01	灰分 いおう分 窒素分
	発熱量	㉝	10340kcal/kg	
	通常の使用量	㉞	138.7 $\frac{\text{kg}}{\text{h}}$	
	混焼割合	㉟	専焼	
排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	湿り	㉡	最大 1907 通常1526	最大 通常
	乾き	㉢	最大 1732 通常1386	最大 通常
排出ガス温度 (°C)		㉣	260	
排出ガス中の酸素濃度 (%)		㉤	3.7	
ばい煙の濃度	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	㉦	最大0.2 通常0.1	最大 通常
	いおう酸化物 (容量比ppm)	㉧	最大580 通常580	最大 通常
	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	㉨	最大 通常	最大 通常
	塩素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	㉩	最大 通常	最大 通常
	塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	㉪	最大 通常	最大 通常
	弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	㉫	最大 通常	最大 通常
	鉛及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	㉬	最大 通常	最大 通常
	窒素酸化物 (容量比ppm)	㉭	最大170 通常150	最大 通常
ばい煙量	いおう酸化物 (Nm <sup>3</sup> /h)	㉮	最大1.0 通常0.8	最大 通常
参考事項	㉯			

- 備考 1 原材料中の成分割合 (%) の欄及び燃料中の成分割合 (%) の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 4 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン又はディーゼル機関については、常用又は非常用（専ら非常時において用いられるものをいう。）の別を明らかにすること。

②4～④8について

- ・別紙2には、ばい煙発生施設の使用の方法について記載します。
- ・設置届出、使用届出の場合は2施設記載できます。
- ・変更届出の場合は、左側に変更前、右側に変更後の内容を記載してください。  
変更前の欄には、前回の設置（使用、変更）届出書の内容をそのまま転記してください。

②4 別紙1の⑧と同じものを記入してください。

②5、②6について

- ・ばい煙発生施設の使用状況を記入してください。

②7～③0について

- ・ばい煙の発生に影響がある原材料がある場合に、記入してください。（前頁備考1）  
例：鉄鉱石、原料炭等  
（廃棄物焼却炉の場合は、廃棄物の成分及び処理量について記入してください。）

③1～③3について

- ・使用する燃料について、分析表（表3（P16）の添付書類）をもとに記入してください。  
（前頁備考1）

③4 通常の使用状況における燃料使用量を記入してください。

③5 使用する燃料が1種類の場合は専焼、2種類以上の場合はその混焼割合を記入してください。

③6～③9について

- ・メーカーに問い合わせるか、または、ばい煙量等の計算書をもとに記入してください。

④0～④8について

- ・排出基準が適用される項目（表6（P20））について、必ず記入してください。  
④1及び④8については、ばい煙量等の計算書により記入し、他の項目についてはメーカーに問い合わせるか記入してください。（前頁備考2、3）
- ④9 前頁備考4の内容のほか参考となる事項について記入してください。

## ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号			⑤①	1		
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号			⑤②	1号ボイラー		
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式			⑤③			
設置年月日			⑤④	年 月 日	年 月 日	
着手予定年月日			⑤⑤	平18年5月31日	年 月 日	
使用開始予定年月日			⑤⑥	平18年6月15日	年 月 日	
処理能力	排出ガス量	(Nm <sup>3</sup> /h)	最大	⑤⑦		
			通常	⑤⑧		
	排出ガス温度	(℃)	処理前	⑤⑨		
			処理後	⑤⑩		
	ばい煙の濃度	ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	処理前	⑥①	
				処理後	⑥②	
		いおう酸化物	(容量比 ppm)	処理前	⑥③	
				処理後	⑥④	
		カドミウム及びその化合物	(mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前	⑥⑤	
				処理後	⑥⑥	
		塩素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前	⑥⑦	
				処理後	⑥⑧	
		塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前	⑥⑨	
	処理後			⑦①		
弗素, 弗化水素及び弗化珪素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前	⑦②			
		処理後	⑦③			
鉛及びその化合物	(mg/Nm <sup>3</sup> )	処理前	⑦④			
		処理後	⑦⑤			
窒素酸化物	(容量比 ppm)	処理前	⑦⑥			
		処理後	⑦⑦			
ばい煙量	いおう酸化物	(Nm <sup>3</sup> /h)	最大	⑦⑧		
			通常	⑦⑨		
捕集効率(%)	ばいじん		⑧①			
	いおう酸化物		⑧②			
	カドミウム及びその化合物		⑧③			
	塩素		⑧④			
	塩化水素		⑧⑤			
	弗素, 弗化水素及び弗化珪素		⑧⑥			
	鉛及びその化合物		⑧⑦			
	窒素酸化物		⑧⑧			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等		⑧⑨	時～時 時間/回 回/日 日/月	時～時 時間/回 回/日 日/月	
	季節変動		⑧⑩			
排出口の実高さ H <sub>o</sub> (m)			⑨①	20.00		
補正された排出口の高さ H <sub>e</sub> (m)			⑨②	20.51		
排出速度 (m/s)			⑨③	3		

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

3 補正された排出口の高さH<sub>e</sub>は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。

4 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

⑤⑩～⑤⑫について

- ・別紙3には、設置しようとするばい煙処理施設について記載します。
- ・設置届出、使用届出の場合は2施設記載できます。
- ・変更届出の場合は、左側に変更前、右側に変更後の内容を記載してください。  
変更前の欄には、前回の設置（使用、変更）届出書の内容をそのまま転記してください。
- ・ばい煙処理施設がなく煙突のみの場合は、⑤⑪、⑤⑬～⑤⑮、⑤⑲～⑤⑳の欄に記入してください。

⑤⑩ 工場又は事業場で使用しようとするばい煙処理施設の施設番号を必ず記入してください。

⑤⑪ 接続しているばい煙発生施設の施設番号（別紙1の⑧と同じもの）を記入してください。

⑤⑫ ばい煙処理施設のメーカー名、型式等を記入してください。

⑤⑬～⑤⑮について（前頁備考1）

- ・設置届出の場合には、⑤⑬及び⑤⑮に記入してください。
- ・変更届出の場合（変更後の欄）は、⑤⑬、⑤⑬及び⑤⑮に記入してください。
- ・使用届出の場合には、⑤⑬に記入してください。

⑤⑯～⑤⑲について

- ・メーカーに問い合わせ記入してください。  
ばい煙発生施設とばい煙処理施設が1対1に対応している場合、⑤⑯と⑤⑰は別紙2の③⑥と、⑤⑲は③⑧と同じ値になります。

⑤⑳～⑤㉒について

- ・排出基準が適用される項目（表6（P20）及び別紙2の④⑩～④⑱を参照）について、必ず記入してください。（前頁備考2）
- ・⑤㉑～⑤㉒については、最大値としてください。
- ・⑤㉑、⑤㉑、⑤㉒～⑤㉓及び⑤㉔については、ばい煙量等の計算書より記入し、他の項目についてはメーカーに問い合わせ記入してください。  
ばい煙発生施設とばい煙処理施設が1対1に対応している場合、ばい煙の濃度・量のうち処理後の値は別紙2の④⑩～④⑱のばい煙の濃度・量（最大）と同じになります。

⑤㉓、⑤㉔について

- ・ばい煙処理施設の使用状況を記入してください。

⑤㉕ 地面からの高さになります。

（地下室や2階に施設を設置する場合は、とくに注意して記入してください。）

⑤㉖、⑤㉗について

- ・ばい煙量等の計算書により記入してください。（前頁備考3）

様式第3

## 2) 一般粉じん発生施設設置(使用、変更)届出書

①

②平成18年4月1日

宮崎市長 殿

③ 〒880-0000

宮崎市平成町1番2号

届出者 (有)宮崎砕石工業

印

代表取締役 宮崎 次郎

(TEL0985-12-9876)

④

大気汚染防止法第18条第1項(第18条第3項、第18条の2第1項)の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	⑤ (有)宮崎砕石工業青江工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	⑥ 〒880-0000 宮崎市青江町123番地	※受理年月日	年 月 日
一般粉じん発生施設の種別	⑦ 2項堆積場	※施設番号	
一般粉じん発生施設の構造 並びに使用及び管理の方法	別紙1から別紙4のとおり	※審査結果	
		※備考	

備考 1 一般粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

- ① 不用部を抹消してください。
- ② 届出書を提出する日を記入してください。
- ③ 届出者の氏名又は名称及び住所（郵便番号）並びに法人にあってはその代表者の氏名を記入し、押印してください。

なお、法人の場合は、代表者印（登記印）を押印してください。

代表権を有しない者を届出者とする場合には、代表者から届出者への委任状を添付してください。  
 例：工場長を届出者とする場合

- ④ 不用部を抹消してください。  
 設置届出は大气污染防治法第18条第1項、使用届出は同法第18条の2第1項、変更届出は同法第18条第3項に基づく届出となります。

- ⑤ 一般粉じん発生施設を設置しようとする工場又は事業場の名称を記入してください。  
 特に2つ以上の工場又は事業場を有する法人（個人）の場合は、〇〇工場、〇〇支店等詳しく記入してください。

- ⑥ 上記⑤の工場又は事業場の所在地（郵便番号）を記入してください。

- ⑦ 表15（P51、52）を参考にして、項番号及び一般粉じん発生施設の種類を記入してください。（前頁備考1）

例1：3項 ベルトコンベア

例2：4項 摩砕機

届出書は、一般粉じん発生施設の種類ごとに作成しなければなりません。したがって、この欄には「3項ベルトコンベア及び5項ふるい」といった記入はできません。別々に届出書を作成してください。

※ 別紙1～4は、一般粉じん発生施設の種類ごとに次のように使い分けてください。

別紙1は、コークス炉用

別紙2は、堆積場用

別紙3は、ベルトコンベア及びバケットコンベア用

別紙4は、破砕機、摩砕機及びふるい用

# 一般粉じん発生施設（堆積場）の構造 並びに使用及び管理の方法

(変更前)

(変更後)

工場又は事業場における施設番号		⑧ 1号堆積場	1号堆積場
名称及び型式		⑨ 骨材置場	骨材置場
設置年月日		⑩ 年 月 日	昭50年5月1日
着手予定年月日		⑪昭50年5月1日	平18年4月15日
使用開始予定年月日		⑫昭50年6月1日	平18年4月30日
規模	面積 (㎡)	⑬ 3,000	4,000
	堆積能力 (t)	⑭ 6,000	7,000
堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t/年)		⑮ 種類、性状：50mm の粒状砂利60,000	70,000
堆積物がその中に設置されている建築物の概要		⑯	
使用 及 び 管 理 の 方 法	散水装置の種類・型式・基数	⑰スプリンクラー式 レインバード製30型4基	同 左
	散水装置の能力 (㎡/h)	⑱25ℓ/h×4基=100ℓ/h	〃
	散水の方法	⑲ 3h/日	〃
	防じんカバーの設置状況	⑳	
薬液 散 布 の 方 法	薬液の種類・名称	㉑	
	装置の種類・型式・基数	㉒	
	装置の能力 (㎡/h)	㉓	
	散布の方法	㉔	
締 固 め の 方 法	装置の種類・型式	㉕	
	方法	㉖	
そ の 他	方法	㉗	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量の欄には比重、粒度、水分値の概数及び通常の年間延べ堆積量について記載すること。
- 3 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量（たとえば散水の場合は水量 ℓ/t）、実施頻度等を記載すること。
- 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 5 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

⑧～⑳について

- ・別紙には、構造並びに使用及び管理の方法について記載します。

（ここでは堆積場を例にとり説明していますが、他の一般粉じん発生施設の場合も、ほぼ同様ですので参考にしてください。）

- ・設置届出又は使用届出の場合は左側に記載してください。

（堆積場の場合、数箇所に離れていても一つの工場又は事業場内にあれば原則として1施設とみなしますので、2施設ということはありませんが、他の一般粉じん発生施設の場合は2施設記載できます。）

- ・変更届出の場合は、左側に変更前、右側に変更後の内容を記載してください。変更前の欄には、前回の設置（使用、変更）届出書の内容をそのまま転記してください。

⑧ 工場又は事業場で使用する堆積場の施設番号を必ず記入してください。

⑨ 名称及び型式等を記入してください。

⑩～⑫について（前頁備考1）

- ・設置届出の場合には、⑩及び⑫に記入してください。
- ・変更届出の場合（変更後の欄）は、⑩、⑪及び⑫に記入してください。  
（設置年月日は、設置工事に着手した日になることに注意してください。）
- ・使用届出の場合には、⑩に設置工事に着手した日を記入してください。

⑬、⑭について

- ・面積及び堆積能力を記入してください。

⑮ 堆積場の種類、比重、粒度、水分値及び通常の年間延べ堆積量等についてなるべく詳しく記入してください。（前頁備考2）

⑯～㉑について

- ・これらの対策のうち、少なくとも一つは記入してください。
- ・書ききれないときには、別紙に記入してください。（前頁備考3、4）

①

3) 水銀排出施設設置(使用、変更)届出書

② 平成30年4月1日

宮崎県知事 殿

③ 〒880-0805

宮崎市橘通南1丁目2番3号  
届出者 宮崎株式会社 印  
代表取締役 宮崎 太郎  
(TEL 0985-12-1456)

④

大気汚染防止法~~第18条の23第1項~~(~~第18条の24第1項~~、~~第18条の25第1項~~)の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	⑤ 宮崎株式会社 延岡工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	⑥ 〒882-0909 延岡市出南町123番地	※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種類	⑦ 1項 小型石炭混焼ボイラー	※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。		
参考事項			

- 備考 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
- 6 施行規則様式第2による受理書の写しを添付し、参考事項の欄に、当該受理書の受理番号及び受理年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

- ① 不用部を抹消してください。
- ② 届出書を提出する日を記入してください。
- ③ 届出者の氏名又は名称及び住所（郵便番号）並びに法人にあってはその代表者の氏名を記入し、押印してください。

なお、法人の場合は、代表者印（登記印）を押印してください。

代表権を有しない者を届出者とする場合には、代表者から届出者への委任状を添付してください。

例：工場長を届出者とする場合

- ④ 不用部を抹消してください。
- 設置届出は大气污染防治法第18条の23第1項、使用届出は同法第18条の24第1項、変更届出は同法第18条の25第1項に基づく届出となります。
- ⑤ 水銀排出施設を設置しようとする工場又は事業場の名称を記入してください。
- 特に2つ以上の工場又は事業場を有する法人（個人）の場合は、〇〇工場、〇〇支店等詳しく記入してください。
- ⑥ 上記⑤の工場又は事業場の所在地（郵便番号）を記入してください。
- ⑦ 表18の（P59、60）を参考にして、項番号及び水銀排出施設の名称を記入してください。（前頁備考1）
- 例1：1項 小型石炭混焼ボイラー
- 例2：8項 廃棄物焼却炉

複数の施設分類に該当する場合には、事業の主たる目的により届出を行ってください。主たる目的の事業が水銀排出施設に該当しない場合には、該当する項目で届出を行ってください（ばい煙発生施設の届出と種類が異なっても構いません）。

※前頁備考6にあるばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書に係る受理書（施行規則様式第2）の添付による別紙1から3の省略については、認めていません。

## 水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号	⑧	1号ボイラー	
名称及び型式	⑨	呉ボイラーKMH-04A1	
設置年月日	⑩	平成18年5月31日	年月日
着手予定年月日	⑪	年月日	年月日
使用開始予定年月日	⑫	年月日	年月日
規模	伝熱面積 (m <sup>2</sup> )	⑬	22.83
	燃料の燃焼能力 (重油換算 l/h)	⑭	173.3
	原料の処理能力 (t/h)	⑮	
	火格子面積又は羽口面断面 積 (m <sup>2</sup> )	⑯	
	変圧器の定格容量 (kVA)	⑰	
	焼却能力 (kg/h)	⑱	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、施行規則様式第2による受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

⑧～⑱について

- ・別紙1には設置しようとする水銀排出施設について記載します。
- ・設置届出、使用届出の場合は2施設記載できます。
- ・変更届出の場合は、左側に変更前、右側に変更後の内容を記載してください。  
変更前の欄には、前回の設置（使用、変更）届出書の内容をそのまま転記してください。

⑧ 工場又は事業場で使用しようとする水銀排出施設の施設番号を必ず記入してください。

⑨ 水銀排出施設のメーカー名、型式等を記入してください。

⑩～⑫について（前頁備考1）

- ・設置届出の場合には、⑩及び⑫に記入してください。
- ・変更届出の場合（変更後の欄）は、⑩、⑪及び⑫に記入してください。  
〔設置年月日は、設置工事に着手した日になることに注意してください。〕  
〔下記変更届出記載例参照〕
- ・使用届出の場合には⑩に設置工事に着手した日を記入してください。

⑬～⑱について

- ・規模要件のある施設については、その項目については必ず記入してください。（前頁備考2）  
例：ボイラーは、⑭は必須。

※変更届出記載例

別紙1

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場をにおける施設番号		1号ボイラー（変更前）	1号ボイラー（変更後）
名称及び型式		呉ボイラーKMH-04A	同 左
設置年月日		年 月 日	㊦昭57年4月15日
着手予定年月日		昭57年4月15日	平17年5月 3日
使用開始予定年月日		昭57年5月 1日	平17年6月15日
規	伝熱面積（㎡）	22.83	同 左
	燃料の燃焼能力（重油換算 $\frac{\text{リットル}}{\text{h}}$ ）	173.3	190.0

- ㊦ この欄は当初の設置年月日を記入すること。又、設置届出の際、工事実施制限の期間短縮が認められている場合は着工を認められた日を記入してください。

## 水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		⑱ 1号ボイラー				
使用状況 (1日の使用時間及び月使用回数等)	1日の使用時間及び月使用回数等	⑳ 6時～18時 12時間/回 回/日 日/月		時～ 時	時間/回 回/日 日/月	
	季節変動	㉑ なし				
原材料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類	㉒ 木くず、廃プラ				
	使用割合	㉓ 木くず：廃プラ 1：1				
	原材料中の水銀等含有割合	㉔ 木くず：0.2mg/kg 廃プラ：0.2mg/kg				
	1日の使用量	㉕ 1t/日				
燃料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類	㉖ 石炭				
	燃料中の水銀等の含有割合	㉗ 0.01mg/kg				
	通常の使用量	㉘ 4t/日				
	混焼割合	㉙ 80%				
排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)		湿り ⑳	最大 1,907	通常 1,526	最大	通常
		乾き ㉑	最大 1,732	通常 1,386	最大	通常
排出ガス中の酸素濃度 (%)		㉒ 3.7				
水銀濃度 (µg/Nm <sup>3</sup> )	全水銀	㉓ 0.34µg/Nm <sup>3</sup>				
	ガス状水銀	㉔ 0.3µg/Nm <sup>3</sup>				
	粒子状水銀	㉕ 0.04µg/Nm <sup>3</sup>				
参考事項						

- 備考 1 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。  
 2 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。  
 3 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出のために採っている方法等を記載すること。

⑱～㉓について

- ・別紙2には、水銀排出施設の使用の方法について記載します。
- ・設置届出、使用届出の場合は2施設記載できます。
- ・変更届出の場合は、左側に変更前、右側に変更後の内容を記載してください。  
変更前の欄には、前回の設置（使用、変更）届出書の内容をそのまま転記してください。

⑲ 別紙1の⑧と同じものを記入してください。

㉔、㉕について

- ・水銀排出施設の使用状況を記入してください。

㉖～㉙について

- ・原材料又は燃料について、記入してください。

例：ボイラーの場合は燃料の欄、廃棄物焼却炉の場合は原材料の欄を記入。

原材料又は燃料の種類（品目）毎に記載してください（一般廃棄物の場合は、混合された代表的な試料の内容を記載してください）。

代表値、平均値又は幅記載でも構いません。

測定が不可能な場合には空欄で構いません。

例：感染性廃棄物のような梱包された状態で処理せざるを得ないもの

㉚～㉜について

- ・メーカーに問い合わせて記入してください。

㉝～㉟について

- ・乾きガス中の平常時の平均的な排出状況における測定値又は設計値等を記入してください。

水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度を記入してください。

複数測定している場合には、平均値又は幅記載でも構いません。

測定値及び設計値が無く、記入できない場合には、空欄で提出し、定期測定の結果を踏まえて変更届出（法第18条の25）を提出してください。

設計値等を記入し、定期測定の結果と大きく異なった場合には、変更届出（法第18条の25）を提出してください。

## 水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号		③⑥ 1			
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号		③⑦ 1号ボイラー			
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式		③⑧ スクラバー 臭ボイラー ○型			
設置年月日		③⑨ 平成18年5月31日		年 月 日	
着手予定年月日		④⑩ 年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		④⑪ 年 月 日		年 月 日	
処理能力	排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	湿り	④⑫ 最大1,907 通常1,526	最大 通常	
		乾き	④⑬ 最大1,732 通常1,386	最大 通常	
	排出ガス温度 (°C)	処理前	④⑭ 300°C		
		処理後	④⑮ 260°C		
	排出ガス中の酸素濃度 (%)		④⑯ 3.7%		
	水銀濃度 (µg/Nm <sup>3</sup> )	全水銀	処理前	④⑰ 3.8µg/Nm <sup>3</sup>	
			処理後	④⑱ 0.34µg/Nm <sup>3</sup>	
		ガス状水銀	処理前	④⑲ 3.0µg/Nm <sup>3</sup>	
			処理後	④⑳ 0.30µg/Nm <sup>3</sup>	
		粒子状水銀	処理前	④㉑ 0.8µg/Nm <sup>3</sup>	
処理後			④㉒ 0.04µg/Nm <sup>3</sup>		
捕集効率 (%)	全水銀	④㉓ 91%			
	ガス状水銀	④㉔ 90%			
	粒子状水銀	④㉕ 95%			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	④⑳ 6時～18時 12時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月		
	季節変動	④㉖ なし			

- 備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。
- 2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 3 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし施行規則様式第2による受理証の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

③⑥～③⑦について

- ・別紙3には、設置しようとする水銀排出施設の水銀等の大気排出抑制に効果があると考えられる排出ガス処理設備について記載します。

例：電気集じん機、スクラバー

- ・設置届出、使用届出の場合は2施設記載できます。
- ・変更届出の場合は、左側に変更前、右側に変更後の内容を記載してください。  
変更前の欄には、前回の設置（使用、変更）届出書の内容をそのまま転記してください。

③⑥ 工場又は事業場で使用しようとする水銀排出施設の施設番号を必ず記入してください。

③⑦ 接続している水銀排出施設の施設番号（別紙1の③⑧と同じもの）を記入してください。

③⑧ 水銀等の処理設備の種類、メーカー名、型式等を記入してください。

③⑨～④①について（前頁備考2）

- ・設置届出の場合には、④⑩及び④①に記入してください。
- ・変更届出の場合（変更後の欄）は、③⑨、④⑩及び④①に記入してください。
- ・使用届出の場合には、③⑨に記入してください。

④②～④⑥について

- ・メーカーに問い合わせて記入してください。

〔水銀排出施設と処理施設が1対1に対応している場合、④②は別紙2の③⑩と、④③は③⑪と、  
④⑥と③⑫は同じ値になります。〕

④⑦～④⑮について

- ・乾きガス中の平常時の平均的な排出状況における測定値又は設計値等を記入してください。

〔水銀排出施設と処理施設が1対1に対応している場合、④⑧は別紙2の③⑬と、④⑨は③⑭と、  
④⑫と③⑮は同じ値になります。  
処理前（④⑦、④⑨、④⑪）及び捕集効率（④⑬、④⑭、④⑮）は施設の構造上の理由などにより  
測定が不可能な場合においては空欄で構いません。  
処理後（④⑧、④⑨、④⑫）について、測定値及び設計値が無く、記入できない場合には、  
空欄で提出し、定期測定の結果を踏まえて変更届出（法第18条の25）を提出してくだ  
さい。〕

④⑯、④⑰について

- ・水銀等の処理設備の使用状況を記入してください。

## 4) 工事实施制限の期間短縮願

① 平成30年4月1日

宮崎県知事

殿

② 〒880-0805  
宮崎市橘通南1丁目2番3号  
届出者 宮崎株式会社 印  
代表取締役 宮崎 太郎  
(〒880-0805 TEL 0985-12-1456)

③

大気汚染防止法第10条第2項（第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の31第1項において準用する場合を含む。）（みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第24条第2項）に基づき、工事实施制限の期間を下記により短縮くださるようお願いいたします。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 特定粉じん排出施設 水銀排出施設		の別	④ ばい煙発生施設 水銀排出施設	
工場又は事業場の 名 称	⑤ 宮崎株式会社 延岡工場		※受理番号	
工場又は事業場の 所 在 地	⑥ 〒882-0909 延岡市出南町123番地		※受理年月日	年 月 日
施 設 の 種 類	⑦ 1項 小型石炭混焼ボイラー		※施設番号	
届出工事着手 予 定 年 月 日	⑧ 平成30年5月31日	工事着手希望 年 月 日	⑩ 平成30年5月1日	
届出工事完成 予 定 年 月 日	⑨ 平成30年6月10日	短縮後工事完成 予 定 年 月 日	⑫ 平成30年5月11日	
届出使用開始 予 定 年 月 日	⑩ 平成30年6月15日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	⑬ 平成30年5月16日	
短縮期間を必要とする理由 ⑭ ボイラーの破損により早急に新設する必要が生じたため				

記載責任者	日向次郎	所 属	総務課	電 話	0982-12-9876
-------	------	-----	-----	-----	--------------

※欄は記入しないこと。

※判定 適・否	理由
------------	----

備考 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

- ① 届出書を提出する日を記入してください。
- ② 届出者の氏名又は名称及び住所（郵便番号）並びに法人にあつては代表者の氏名を記入し、押印してください。  
なお、法人の場合は、代表者印（登記印）を押印してください。  
代表権を有しない者を届出者とする場合には、委任状を添付してください。ただし、設置（使用、変更）届出書に既に添付している場合は必要ありません。
- ③ 不用部は抹消してください。
- |                         |
|-------------------------|
| ばい煙発生施設：第10条第2項         |
| 揮発性有機化合物排出施設：第17条の13第1項 |
| 特定粉じん排出施設：第18条の13第1項    |
| 水銀排出施設：同法第18条の31第1項     |
- ④ 施設の種別を記入してください。
- ⑤ 設置（使用、変更）届出書に記入した工場又は事業場の名称と同じものを記入してください。
- ⑥ 設置（使用、変更）届出書に記入した工場又は事業場の所在地と同じものを記入してください。
- ⑦ 設置（使用、変更）届出書に記入したばい煙発生施設等の種別と同じものを記入してください。
- ⑧～⑩について
- ・⑧と⑩は、設置（使用、変更）届出書に記入した日と同じ日を記入してください。また⑨には、この場合の工事完成予定年月日を記入してください。
- ⑪～⑬について
- ・実際に希望する工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日を記入してください。
- ⑭ 工事に早く着手しなければならない理由を記入してください。